

企業の採用活動支援事業 Q & A

Q 1 事業の目的は何か。

A 1 新規学卒者を定期的に求人をするものの充足しない県内中小企業等に、企業の採用活動に関する専門家を派遣し、採用活動に関する企業の課題を洗い出し、改善に向けた取組を促す助言を行うことで、県内企業の採用力向上を図り、若年者の県内就職の促進することを目的としています。

Q 2 対象企業は。

A 2 新規学卒者を定期的に採用を計画するものの（過去5年間のうち2年以上）充足しない年があり、かつ、今後新規学卒者の採用を計画（見込を含む）している県内中小企業者等です。
 なお、「新規学卒者を定期的に採用を計画するものの（過去5年間のうち2年以上）充足をしない年がある」については、以下の例を参考にしてください。

		採用区分	2021年度 令和3年度 <small>(新卒は2022年卒)</small>	2020年度 令和2年度 <small>(新卒は2021年卒)</small>	2019年度 令和元年度 <small>(新卒は2020年卒)</small>	2018年度 平成30年度 <small>(新卒は2019年卒)</small>	2017年度 平成29年度 <small>(新卒は2018年卒)</small>	備考
対象	例①	新卒		○			◎	過去5年中2年以上採用を計画し、充足しなかった年がある。 ※新規学卒者の採用を計画したが、結果として中途採用のみの場合も対象
		中途						
	例②	新卒			○		○	
		中途			●			
対象外	例④	新卒		○				過去5年中1年しか採用計画がない
		中途						
	例⑤	新卒						過去5年間、中途採用のみの採用計画
		中途		◎		○		
	例⑥	新卒	◎		◎		◎	過去5年中2年以上採用計画があるが、いずれも充足している
		中途		◎		◎		

◎：採用計画があり、充足した ○：採用計画があり、充足しなかった
 ●：新規学卒者の採用計画があったが、結果的に中途採用した 空欄：採用計画なし

※新規学卒者には、第2新卒を含む

Q 3 対象企業の要件のうち、「今後新規学卒者の採用を計画（見込を含む）」とは、2023年卒や2024年卒の採用計画をいうのか。また、高卒や中途採用のみでも可能か。

A 3 「新規学卒者の採用を計画（見込を含む）」については、2023年卒や2024年卒に限定していません。ただし、具体的な採用の計画や見込みがある方が、採用活動に関する課題が洗い出しやすくなります。
 また、高卒のみの採用の計画（見込を含む）でも可能ですが、中途採用のみの採用を計画（見込を含む）している場合は対象外となります。

Q 4 対象企業の要件はどのように確認をするのか。

A 4 対象企業に該当する旨の誓約書をご提出いただきます。

Q 5 どうすれば申し込めるか。

A 5 この事業は、島根県（雇用政策課）が株式会社マイナビに委託をしています。事業のお問い合わせや申し込みは以下のとおりです。
株式会社マイナビ山陰支社 TEL:0852-60-1730

なお、委託先から県内の中小企業等に向けて、事業をご案内する場合があります。

Q 6 申し込みから派遣までの流れを教えてください。

A 6 ①事業のお申し込み
②委託先から日程等の調整（事業該当の確認を含む。）
③専門家の派遣、ヒアリング等
（1社あたり2～3回程度、1回あたり1～1.5時間程度、
トータルで1か月程度）
④専門家から課題の提示、改善に向けての助言、活用できる支援策の紹介
など

Q 7 専門家から紹介された支援策は必ず活用できるのか。

A 7 本事業は、新規学卒者を定期的に求人するものの充足しない企業に対し、幅広く課題を洗い出し、助言することを業務としていますので、対象となる企業は幅広くなるようにしています。
一方、それぞれの支援策は、その支援が有効なものとなるよう、採択にあたっては、それぞれ前提条件などがありますので、支援策が必ずしも受けられるものではありません。